

令和7年第8回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第8号)

招 集 年 月 日	令和7年8月27日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和7年8月27日 9時30分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和7年8月27日 10時00分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 10 名 欠 席 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊤ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	5 番	藤井 里枝	
	6 番	斎藤 文彦	

議長	総会を開会させていただきます。 本日の出席委員 10 名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和 7 年第 8 回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9 : 30)
議長	議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。 (全員異議なし)
議長	全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に 5 番委員と 6 番委員を指名します。
議長	会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、内藤康介氏を指名します。
議長	それでは、今回提出された議案第 55 号から議案第 56 号について事務局長より提案説明をお願いします。
事務局長	(提案説明)
議長	それでは、議案第 55 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 55 号の説明をします。議案書の 1 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん。耕作面積は 2,688 m²です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん耕作面積は 0 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となります。申請地は大字坪野、字光石、地番が 210 番、281 番 4、281 番 5、322 番、324 番 1、地目がそれぞれ田、畑で合計面積が 2,688 m²です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため宅地と合わせて譲り受けとなっております。以上です。
議長	続いて 4 番委員より説明をお願いします。
4 番委員	議案第 55 号の説明をいたします。議案書 1 ページ、図面は 2 ページから 3 ページです。参考として、申請地の原状写真 資料 1 を添付しております。8 月 18 日申請地を確認、8 月 21 日申請者から聞き取り調査した結果に基づき、議案説明させていただきます。申請地は加計支所から広島方面へ約 8 キロ進んだ光石集落のほぼ中央で、広島方面に向かって右側、太田川側となります。譲渡人は、遠方に居住されており、耕作できないことから、これまで地域の方へ申請地の草刈りをお願いし、管理されておられました。この度 譲受人へ宅地と申請地を譲り渡すものです。譲受人は、宅地と申請地を譲り受け、早々に移住す

	る予定でありましたが「家屋の損傷が酷く、一度解体し、新しく建て替えたいうえで、居住したい」と聞いております。譲受人は農業未経験ではありますが、地域の方からご指導をいただきながら、水稻や野菜づくり、果樹栽培などに従事したいとのことでした。農機具については、草刈り機を今後購入予定、耕運機などはレンタルを考えておられます。水路の利用についても問題はありません。以上、農地法第3条第2項各号には、該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第55号について審議に入ります。議案第55号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第55号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第55号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第56号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第56号の説明をします。議案書の4ページをご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請についてです。申請者の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん。申請地は大字上殿、字孝哉河内、地番が391番地、地目が田で面積が368㎡です。理由としましては、駐車場として使用するためとなっております。また、本件は第6回総会において提出しました農業振興地域除外の案件となります。以上です。
議長	続いて8番委員より説明をお願いします。
8番委員	議案第56号の説明をします。議案書の4ページをご覧ください。図面は5ページ6ページです。8月24日に申請者立ち合いのもと、現地調査を行いました。本申請は、駐車場への転用事案です。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障が生じる恐れもないことから許可が妥当と判断しました。ご審議をお願いします。
議長	それでは、議案第56号について審議に入ります。議案第56号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第56号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 56 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、報告事項が 3 点ございます。 まず 1 点目に農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 4 件出ております。資料 2 をご覧ください。安芸太田町の■■■■、広島市の■■■■、■■■■、安芸太田町の■■■■からの相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。 続いて 2 点目ですが、先月の第 7 回総会、議案 51 号、52 号で譲受人が■■■■、坪野の転用案件について条件付き許可としておりましたが、念のため県の農業会議へ照会をしたところ条件を付けた許可はできないという判断でした。県の見解としては、条件が付くものはそもそも許可ができない。また、景観等は農地法に関係がないものは許認可の条件にはならないとのことでした。条件として付ける事はできませんが口頭でお願いをすることは可能であるため、本件に関しては、周辺環境への配慮及び景観への配慮について電話でお願いを致しました。 以上までで質問はございますでしょうか。
議長	今、事務局から説明がありましたが意見を付けるぐらいであれば許可するという話になるので十分に判断をして許可をする必要があると思います。皆さんからも意見はありますか。
8 番委員	条件の具体的な中身として許可に値しないということでしょうか。それとも条件を付ける事自体が NG なのでしょうか。
事務局	許可の内容に条件を付ける事自体が NG と確認しております。
4 番委員	過去のものはソーラーの事案で地元の方と協議してくださいという内容で付帯意見を付けた記憶があります。
議長	確か、遅越の事案であったように思います。過去のものは付帯意見について可能という認識でやっていたと思いますが、今回は事務局から県の農業会議へ照会をした際に判断されたものです。確かに県の農業会議で言われているように条件を付けるくらいであれば許可ができないということも理解できるので、今後は十分に皆さんと相談をしながら注意をして判断をしていければと思います。
事務局	念のため先ほども申し上げましたが、今回の事案については口頭でお願いをすることは可能であった為、申請者に対して電話ではお伝えをしております。

事務局長	3 点目について、1 枚チラシをお渡ししておりますが、太田川産直市の新規出荷者募集のお願いと道の駅の整備に伴って、産直市の移転の件について、先日太田川産直市の役員会で協議した経過を報告させていただきます。 道の駅に整備に伴って産直市の移転については、営業が終わった冬以降、1 月から 3 月くらいで仮店舗を以前■■■■■がされていたところを仮店舗として少し改修と言いますか、風が通らないところであるとかをやっていききたいと、要するに冷蔵庫を移転したりなどをやっていききたいというふうに現在計画をしております。なぜそのようになるかというところですが、JA のレジのシステムを使用したいということで JA のレジのシステムサーバーが無いと難しい為、JA の仮店舗がどこになるかというところですが、現在は道の駅の花壇のところへ仮店舗を置いて、その中にサーバーを設置し、Wi-Fi を通じて産直市の皆様方に出荷に関する情報をお知らせするというようなことを計画をしているそうです。これは経過ですが、これまで小規模の農業者の育成ということである程度売り上げ目標を定めてもらって支援をする中で頑張っておられる方が 7 名くらいおられるということです。産直市を今後少しでも大きくしたいというようなことと、新規の出荷者募集をしたいということもあり、ぜひ皆様方にご協力をいただいて出荷者を集めていただきたい、声をかけていただきたいということが本日の私のお願いになります。ご意見等がございましたら、またこちらでも取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひご協力をいただきたいと思います。ご意見があればお願い致します。
9 番委員	産直市の運営は最終的には JA から離れた地域商社が完全に経営をすることもあって、このあたりいつまで JA と関わっていくのでしょうか。
事務局長	産直市の協議会があり、協議会の皆さんが会員であり、その事務局が JA ということで、産直市の協議会から年間売上の何パーセントか地域商社の運営の手伝いをしています。では地域商社は何をするかと言いますと、ほとんどをしようとしております。集荷もしており、野菜をどうやって集めるか等コーディネートも行っています。JA の指導員も以前は 3 人、4 人も居ましたが現在は 1 人で活性化の為に地域商社に事務の見直しをお願いする話があり、JA も承諾をもらっております。但し、指導員の指導の事や JA のサーバーを利用することに関しては引き続きお願いしたいという交渉をしておりますこちらも了承を得ております。そういうことで、産直市の事務局的なところは地域商社で担っていただくというところですが、レジのこともありますが、新しいレジシステムで共通のレジシステムになるのですが、振込手数料が要らない等メリットがある為、せっかくある JA のサーバーを利用したいということで、データだけを抜いて JA のシステムと連携させたいというような行動もあります。そういった意味で地域消費者の方へ移管させる、そのためには JA 広島市ともしっかり協定を結んで今後も連携していきましようというところを、今現在やっているところです。
議長	2 点聞きたいのですが、JA は基本的には購買店舗は廃止になると思うのですが、その時に営農指導員の常駐するデスクはどこに置くのかを確認していただ

	きたいのと、もう一つこの産直市の町が登録料とか会員料の補助をするというのですが、昨年農事組合法人で登録手続きをした際 1 か月から 2 か月程度掛かっており登録が遅いため商品の出荷ができない事がありました。この点については対策が必要と思います。 事務局長 申請時の JA 大町店への関係性の事がありますが、どちらにしても早く対応ができるように話を致します。また、指導員の事につきましては、現在どこになるかは聞いておりませんが町全体の農業についても含めて指導していただきたいという連携協定を結びたいと考えており共有しながら進めております。 議長 質疑はありませんか。 (全員質疑なし) 議長 質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。 これを持ちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和 7 年第 8 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10 : 00) 以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。 議 長 5 番委員 6 番委員
--	--

